

こんなお困りごとはありませんか？

- 引き籠もりがちな家族がいる
- 家族の介護が負担で仕事や学校に行けない
- 最近、家族の様子がおかしいため話を聞いてほしい
- 離職をしてしまい、家賃を払うのが難しくなりそう
- 収入が安定しないため先が見えない
- どこに相談すればよいか分からない など



相談から支援までの流れ



～成年後見センターもご利用ください～

成年後見センターでは、認知症、知的障がいや精神障がい等により、判断能力がじゅうぶんではないかたの権利を守るため、相談や制度利用促進などの必要な支援を行っています。

また、誰もが成年後見制度を正しく理解し、元気なうちから備え、必要な時に利用できるよう権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに取り組んでいきます。



【成年後見制度とは？】

認知症、知的障がい、その他の精神上の障がいがあることにより物事を判断する能力がじゅうぶんではないかたについて、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を家庭裁判所が選任することで、財産管理や身上保護（福祉サービスの利用や施設の入退所手続きなどの支援）を行い、本人を法的に支援する制度です。

4月から福祉課に 福祉総合相談窓口と成年後見センター を開設しました



相談者の年齢や相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、課題解決に向けて必要な支援を行う福祉総合相談窓口を開設しました。併せて成年後見センターを開設し、成年後見に係る相談や制度利用促進などの必要な支援を行っています。少しでも不安に思ったら、一人で悩まずお気軽にご相談ください。

問合せ 福祉課福祉総合相談担当（内線）135

福祉総合相談窓口の役割

福祉総合相談窓口では、どこに相談したらよいか分からないさまざまな福祉の相談を受け付け、利用可能な制度や適切な相談窓口につなげます。

福祉に係る相談機能を主に担う7つの課の他、必要に応じて関係課や関係機関と連携を図り、解決に向けた支援を行います。

